

第3章 旅客運賃

第1節 通則

(旅客運賃の種類)

第56条 旅客運賃の種類は次の各号に定めるとおりとする。

1. 普通旅客運賃 片道普通旅客運賃
往復普通旅客運賃
2. 定期旅客運賃 通勤定期旅客運賃
通学定期旅客運賃
特殊割引(持参人)定期旅客運賃
3. 回数旅客運賃 普通回数旅客運賃
通学回数旅客運賃
4. 団体旅客運賃
5. 貸切旅客運賃
6. 特殊割引旅客運賃
7. 指定席料金

(旅客運賃計算上の営業キロの計算方)

第57条 線路が同一方向に連続する場合に限りこれを通算する。ただし、その発着区間の全部または、一部が復乗となる場合は、復乗が開始される駅において打切って各別に計算する。

(旅客の区分及びその旅客運賃)

第58条 旅客運賃は、次に掲げる年齢別の区分によって、この規則の定めるところによりその旅客運賃を収受する。

大人	12歳以上の者
小児	6歳以上12歳未満の者
幼児	1歳以上6歳未満の者
乳児	1歳未満の者

2. 前項の規定による幼児であっても、次の各号の1に該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃を収受する。
 - (1) 幼児が幼児だけで旅行する時。
 - (2) 幼児が、乗車券を所持する6歳以上の旅客(団体旅客を除く)に2人を超えて随伴されて旅行する時。
 - (3) 幼児が、団体旅客として旅行する時または団体旅客に随伴されて旅行する時。
3. 第2項の場合の他、幼児または乳児に対しては、旅客運賃を収受しない。
4. 乗車券の使用期間中に使用旅客の年齢が12歳に達した場合であっても、これを使用することができる。

(小児の旅客運賃)

第59条 小児の旅客運賃は大人普通運賃を折半し、計算上生じた10円未満の端数は、これを10円単位に切り上げる。(以下この計算は「端数計算」という)

(割引の旅客運賃)

第60条 割引の旅客運賃は別に定める場合を除き、大人または小児の無割引の旅客運賃から割引額を差し引いて、端数計算した額とする。

(旅客運賃の概算收受)

第61条 車内において、旅客運賃を收受する場合は、旅客運賃の概算額を收受することがある。
2. 前項の規定によって收受した概算額は、前途の駅において旅客の申出によって精算する。

(旅客運賃割引の重複適用の禁止)

第62条 旅客は旅客運賃について2以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券について、重複して旅客運賃の割引を請求することができない。